

議会だより ふたば

第 104 号
平成 25 年 8 月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200 (代表)

ふるさとを忘れない



震災前の夏の風景 ～双葉海水浴場～

主な内容

平成25年第1回定例会

- ・このようなことが決まりました…… P 2～3
- ・一般質問…… P 4～10

平成25年第2回臨時会

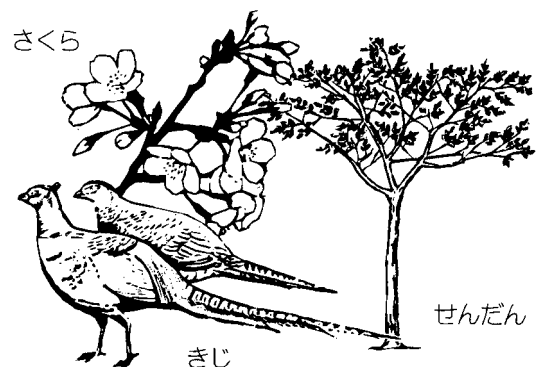
- ・このようなことが決まりました…… P 11

平成25年第2回定例会

- ・このようなことが決まりました…… P 12
- ・一般質問…… P 13～19

議会のうごき…… P 20

町の花木鳥



**第1回
定例会**
3月21日～28日

このようなことが 決まりました

平成25年第1回議会定例会は、埼玉県加須市騎西総合支所議場において3月21日から28日までの8日間の日程で開かれました。

条例の制定・改正、補正予算、平成25年度当初予算、議員発議などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・18日	…20人
・19日	…30人
・24日	…21人
・25日	…29人
合計	100人
↓	
・双葉町民	27人
・町外	14人
・報道関係	59人

原案可決
賛成全員

（条例制定・改正）

- 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定
- ふたばっ子教育支援基金条例の制定
- 双葉町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
- 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
- 双葉町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定
- 双葉町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定
- 双葉町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定
- 双葉町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定
- 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
- 双葉町介護保険条例の一部改正
- 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正
- 双葉町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正
- 双葉町都市公園条例の一部改正
- 双葉町町営住宅条例の一部改正
- 双葉町下水道条例の一部改正

平成25年度

(当初予算)

原案可決
賛成全員

総額 69億6,341万円でスタート

- 一般会計 45億円
- 国民健康保険特別会計 13億3,201万1千円
- 公有林整備事業特別会計 592万9千円
- 公共下水道事業特別会計 3億3,509万8千円
- 工業団地造成事業特別会計 13万1千円
- 介護保険特別会計 7億2,639万2千円
- 後期高齢者医療特別会計 6,384万9千円

(平成24年度補正予算)

原案可決
賛成全員

● 一般会計

歳入歳出それぞれ2億8,027万2千円を減額し、総額55億6,424万1千円

【歳出の主な内容】

- ・事務事業の確定等により、多くの科目（議会費・総務費・民生費・衛生費・労働費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費）で減額補正。
- ・諸支出金 1億9,107万7千円追加
東日本大震災復興基金などへの積立の追加。
- ・繰越明許費 4,619万3千円
双葉町役場仮庁舎整備事業。

● 国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ5,930万2千円を減額し、総額11億8,147万8千円

● 公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ125万9千円を減額し、総額3億3,893万4千円

● 介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ6,652万2千円を追加し、総額9億4,965万4千円

● 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ10万2千円を減額し、総額2,367万円

(議員発議)

原案可決
賛成全員

双葉町議会委員会条例の
一部改正

提出者／谷津田光治議員
賛成者／菅野 博紀議員

(内容) 地方自治法の一部改正に伴うもの。

(人事)

原案同意
賛成全員

人権擁護委員の推薦に

倉田 美佐子さん (長塚)
くらた みさこ

町政を問う



羽山 君子
議員

町長の施政方針

質問

町長選でマスコミ等の「コメントの中に」「町と町議会との対立を解消する」とあるが、対立関係をどのように解消しようとしているのか。

町長答弁

日本の現行の法体制においては、地方自治制度として首長制いわゆる地方公共団体の長を住民の公選により議会の議員とは別に選ぶ制度を採用しています。

このため、地方公共団体の長と議会とは、共に住民を代表する機関とし

か。話し合いに対する町長自身のスタンスは。

町長答弁

町と議会という二元代表制がとられており、時には、異なるタイミングで民意が二元的に反映される仕組みであることから、それぞれが異なる考え方、民意によりかみ合わない事態も発生してまいります。

対等であり、互いに自己の権限を行使し、牽制し合うことで円滑に地方自治が運営されていくことが期待されています。従って、お互いに与えられていく権限を超えることなく、その中で意見を出し合い前進していくことが必要であると考えています。

質問

町長選での5つの公約の最後に「町民、町議会と十分に話し合ったうえで色々な施策に取り組みます。」とあるが、どのように話し合いをするの

民の福祉の増進に向けて、粉骨砕身努力していく所存でありますので、よろ

しくお願いしたいと思います。



白岩 寿夫
議員

双葉町弁護士

質問

これから先の取り組み方や賠償についての考えは。

町長答弁

原子力損害賠償については、避難生活に伴う精神的損害の金額をはじめ、実損害額の完全賠償には程遠い内容であり、賠償手続きも遅々として進んでいません。

財物賠償も、宅地、建物の賠償開始時期が不透明であり、田畑、山林の賠償基準や地震・津波被害を受けた建物・家財の取り扱い、登記未了物件

求めています。双葉町弁護士による賠償手続きの支援については、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立て

件数の増加に伴い、解決が進んでいない実態もあることから、迅速な和解仲介手続きがなされるよう、国に対してセンターの体制強化を求めています。

の取り扱いなども決まっております。

国と東京電力に対して、未了案件を早期に解決し、一刻も早く町民の皆さんが財物賠償手続きを進められるよう求めてまいります。

国や東京電力がこれまでに示した避難生活に伴う精神的損害や財物賠償は、あくまで最低基準を定めたものと理解しておりますので、今後も双葉

郡8町村など被害自治体とも連携して、国、東京電力との交渉を粘り強く実施し、賠償基準の見直しと迅速な賠償の実施を

今後も双葉町弁護士と連携を密に図り、原子力損害の完全賠償と町民の皆さんへの早期支払いを強く求めてまいります。

まちづくり

質問
どのように進めていくのか。

町長答弁

現在、双葉町復興まちづくり委員会において、復興まちづくり計画案の策定に向けて、精力的な審議が進められております。委員会は、これまで、双葉町復興まちづくり計画の基本的な考え方、「仮の町」を中心とした当面の生活拠点のあり方、帰還に向けた条件や町の土地の復旧・復興のあり方、町の歴史・伝統・文化の継承や現在及び将来にわたるコミュニティの維持のあり方などについて、議論を重ねてきていますと承知しております。現在、住民意向調査と「7000人の復興会議」における町民の意見・提案について、計画案に反

町政を問う

映できるよう整理・分析をしているところですので、その結果を踏まえて、委員会と審議に入っていただきたいと考えております。

委員会には、5月頃を目途に、計画案のとりまとめをお願いしており、委員会から報告があったのち、町議会や町民の皆さんのご意見を伺った上で、双葉町復興まちづくり計画を決定したいと考えております。

委員会の報告を受けて復興まちづくり計画を早期にとりまとめ、復興公営住宅の整備をはじめとする町民の生活再建に向けた取り組みや、双葉町の復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいります。

行政の住民サービス

質問

役場機能は県外の加須市に埼玉支所、県内は郡山市に福島支所があるが、これだけで十分な住民サービス、早い対応ができるのか。

町長答弁

現在両支所において、福島県を含む40都道府県に避難されている町民の皆さんへの支援、サービスの提供を行っておりますが、区域再編、賠償問



谷津田 光治 議員

選挙公約

質問

「町民の皆様が幸せに安全で安心して暮らし続けられるよう調整を進めます。」とはどんな政策か。

質問

「議会の圧力に屈して、役場機能をいわき市に移すことを決めたことを反省している」と前町長が述べたというが、圧力の事実はあるのか。

町長答弁

収束に向けての措置を国・東京電力に要請するとともに、県、町村会と連携を図って参りたいと考えております。

町長答弁

議会が独自に実施した住民アンケート調査の結果、いわき市への移転要望が多かったため、議会

題、健康対策など解決すべき課題がまだ残されており、加えて除染、町の復旧・復興など新たな課題にも対応していく必要があります。このためには、限られた職員を効率的に配置するとともに、現状に即した組織の再編を図り、

として決議をしたものと考えております。

質問

「いわき市長をはじめ市民に卒直にお詫びします。私のスタートです。」とは町長の初仕事と理解して、市長はじめ何人の市民に詫びたか。また許していただけか、反応を伺う。

質問

「双葉町への帰還のメドは当面5年と考えます。」の理由は。

町長答弁

モデル除染と自然減衰の状況を踏まえ、その後の対応を検討、判断していく区切りを5年としたものであります。

質問

「大半が帰還困難区域だから」とあるが、いつ決定したのか。

町長答弁

国から区域再編案が提示されましたが、今後、議会及び町民の皆さんの意見を踏まえて町として

住民サービスを低下させることの無いようにして参りたいと考えております。

であります。

町政を問う

決定することになります。

質 問

「残念ですがこれまで双葉町は復興への道筋が見えず、遅れてしまいました」とご副議長であったあなたの責任は。

町長答弁

今後住民ニーズが変化していく中で、中長期的目標を見据え対処して参ります。

質 問

町長と議会の対立の原因は何か。

町長答弁

執行部、議会それぞれが民意をくみ上げて議論し合い、協議し町が進むべき道、方向を見出ししていくことが重要であると考えております。

質 問

「原発立地町、周辺自治体と協調、これまでの双葉町とは違うところをお見せしたい」とはどこか。

町長答弁

双葉地方全体の復旧・復興のため、情報の共有を図り、共有する課題には連携して取り組む必要があると考えております。協議事項については、全て妥協するのではなく、国・県に対して積極的に意見を具申したいと考えております。

質 問

「双葉町の単独飛行が問題」とはどんなことか。「双葉は一つ」とは合併のことか何う。

町長答弁

共通課題等は、まとまって要望活動等を実施することで、成果を見いだせることもあると考えてお

ります。

「双葉は一つ」については、原発事故前から一つになって双葉地方の復興・発展を目指してきましたので、復旧・復興に向けてもこの考え方で進むべきものと認識しております。

質 問

「補償・賠償問題に全力を傾注します。」とはどんなことか。議員活動に賠償の件はなかったのか、成果を伺う。

町長答弁

現在、賠償手続きは遅々として進んでいないところ。町民の皆さんの意見を踏まえながら国、東京電力との交渉を粘り強く実施し、賠償基準の見直しと迅速な賠償の実施を求めています。

質 問

原子力損害賠償解決センターにも和解の仲介態勢の強化と迅速、公平で適切な賠償について、要請して参ります。

質 問

「住めない場」とはこのことか。

町長答弁

事故後5年間は、戻れないことになれば、住めないと同様であるとの表現をしたものであります。

質 問

「他自治体ともども全力で取り組みます。」とは、他自治体に助けを求めることか。双葉町長として単独でできないか。

町長答弁

双葉郡各町村との情報共有や連携した取り組みが不可欠であると考えているものです。

質 問

「原発禍にゴネ得はありません。」とはどんなことか。

町長答弁

賠償基準は、国が関与して東京電力が定めたものであり、町村会においても改善要求をして参りました。今後も、他の関係自治体と連携して改善

要求をしていくという考え方を云ったものであります。

質 問

「県と双葉町の信頼関係は崩落しました。」とあるが、理由は。

町長答弁

選挙用ビラの(5)に記載されているとおりであります。

質 問

役場支所を加須市旧騎西高校に設置した理由は。

町長答弁

東日本大震災、原子力災害の影響により、町の支所として設置したものと記憶しております。

質 問

福島支所の設置は何のためだったか。

町長答弁

福島県内外の避難者への各種証明書発行や相談受付などの窓口業務及び仮設住宅などの管理業務を行うためと記憶しております。

質 問

「県が中間貯蔵施設の受け入れを表明したとき、前町長が越権行為だと知事をなじったこと」とあるが、町長はどう判断するか。

町長答弁

県による町に対する関与のうち助言または勧告に該当するものと考えますが、法的拘束力まではないものと判断しております。今後、復旧・復興に向かって同様な事案が出てきた場合、十分協議を行ったうえで対処して参りたいと考えております。

質 問

我々町民の強制避難は何が原因か。

町長答弁

原因は、東京電力福島第一原子力発電所の事故であり、この事故により、原子力災害対策特別措置法に規定する避難指示の事態及び警戒区域に該当したためです。

町政を問う

質問

県内と県外の放射線量を比較しても県内の大部分の地域の方が高いとは思わないか。

町長答弁

全般的に県内の放射線量が県外より高い地域が多いことは認識しております。

質問

「県の信用より町民の健康が大事」とは思わないのか。

町長答弁

県の信用と町民の健康の問題は比較できるものではないと考えております。町民の健康を守ることは優先して進めなければならぬことであると考えております。

質問

2人の現職議員も双葉町には戻らないと言っている現実をどう理解する

のか。

町長答弁

見解を述べる立場にはないことをご理解いただき、答弁は差し控えます。

質問

中間貯蔵施設の指定は、国が一方的に決定し、3町に強要していると思えないが、最善策とはどんな策か。

町長答弁

町として国の十分な説明を聞きながら、候補地の調査にあたっては地元の同意を前提条件とすることが妥当であると考えます。

質問

副議長の時、町に建設予定地の調査受け入れを要望したと思うが、適地と判断されたときは建設を許可するのか。

町長答弁

今後も多くの方の意見を拝聴し、国や県との協議においても、住民の理解を前提に進めてまいります。

質問

教育機関の立ち上げは大切で大事なこと。「双葉町をなくすわけにはいきません。」という考え方に矛盾はないか。若者たちや幼い子供、小中学生や高校生をもつ親たちの意見の集約はどんな結果か。

町長答弁

子どもたちや若い世代

東電福島第一原発周辺地域の安全協定

質問

福島第一原発構内の高台に使用済核燃料の乾式貯蔵施設を建設するとの話を聞いたが、町は承認しているか伺う。

町長答弁

町では東京電力から昨年11月11日に仮保管設備の設置の検討について説

が戻らない町では存続が難しいため、双葉町をなくすわけにはいきませんと申し上げました。

町住民意向調査は、

「避難先の学校に登校させるので、双葉町立の学校の再開は必要ない」が43・9%、「まだ判断できない」が35・6%、「自らの避難先の近くで、双葉町立の学校が再開されれば子どもを通わせる」が10・2%「仮の町に施設・教育内容が充実した学校ができれば、仮の町に転居して子どもを通わせる」が6・6%、という結果でした。

明を受けました。

6月28日には県と立地4町の担当者によるヒアリングが行われ、設備設置の目的、設備の概要、仮保管の方法、設備の安全評価について、福島県原子力行政連絡調整会議

専門委員も出席し、説明を受けております。

歴史民俗資料館

質問

歴史民俗資料館の収蔵品を他施設へ移動したと聞くと、移動資料の品目と数量を伺う。

教育長職務代理者答弁

古文書類3,728点

考古資料620点、民俗資料505点、大刀などの古美術資料88点、剥製の自然史標本133点など合計で5,556点と昆虫標本1,013個体を搬出してあります。



高萩 文孝 議員

教育環境

質問

不在となっている教育長をいつまでに選任されるのか。

町長答弁

早急に対応していきたく考えております。

質問

町立幼稚園、小学校、中学校をいつまでに再開

されるのか。

町長答弁

双葉町復興まちづくり委員会において、現在検討を進めているところでありますので、子どもたちや保護者の皆さんの意見をよく聞き、再開する時期や場所などを今後決定してまいりたいと思います。

町政を問う

質問

教育環境を整えるとは、具体的に何をするのか。

町長答弁

教育長の選任を早急に行うとともに、保護者のニーズ調査などを行い、

津波被害地域

質問

町として独自の支援策を実施する考えはあるのか。

町長答弁

平成25年度当初予算において、津波被災地域の復旧と将来の土地利用に係る計画の策定に必要な経費を計上したところですが、

この計画の策定過程において、復旧・復興事業として被災した住民の皆さんへの支援策を検討していくこととなりますが、津波被災地域の復旧・復

要望に沿った教育環境の充実や、学校再開に向けた校舎や教職員定数の確保、児童生徒の通学手段の確保など、教育環境の整備が必要であると考えております。

興事業については、国や県によるさまざまな事業がありますので、それらを最大限に活用しつつ、どのような支援が可能か検討を進めていくこととしております。

質問

高台移転を実施する考えがあるのか。

町長答弁

津波被災を受けていない地域の多くが帰還困難区域となる見込みであることから、移転先を町内で直ちに選定することが

難しい状況にあります。

高台移転については、

津波被災地域の住民の皆さんの意向を踏まえて、移転先を含めた検討を進めていく必要があります。

東日本大震災の被災地では高台移転だけでなく、土地区画整理事業を活用

避難所

質問

閉鎖するののか。

町長答弁

避難をされている方々の中には介護などの支援が必要な高齢者もいるものと考えております。

自立を希望されている方の中には、個々の事情により自立が難しい方もいるのではないかと考えております。

閉鎖については、あくまでここは、通常の生活をしていくための施設ではありませんので、充分に話し合いを行い、検討していく方針であります。

質問

いわき市への役場機能

した現地再建を行っている事例もあることから、それぞれのメリット・デメリットなども示し、浪江町との連携を図りながら、住民の皆さんの意向に沿った事業を検討していきたいと考えております。

移転に伴い、埼玉支所の職員もかなり削減されると考えられるが、公設避難所の運営を今後どのように対応していくのか。

町長答弁

旧騎西高校避難所を含む運営は、当避難所を含めた加須市周辺に避難している町民の皆さんへのサービスの低下を来さないような、適切な職員の配置を行って参りたいと考えております。

社会福祉協議会とも連携を図るとともに、避難所施設の維持管理・運営については、町民の皆さんの雇用と合わせて、引き続き埼玉県並びに加須市にもご協力をお願いを

して参りたいと考えております。

さらに、旧騎西高校自治会とも連携、協力を図

りながら運営をして参りたいと考えております。



岩本 久人 議員

新町長の政治姿勢

質問

まちづくりの基本は「町民のため」ですが、町民の声を聞くためにどのようなことを実行されるのか。

町長答弁

町政懇談会をはじめ、各種委員会等との懇談、自治会との懇談、将来を担う子どもたちとの懇談など、さらに、電子媒体を利用した意見募集などに取り組んでまいりたいと考えております。

今回の災害からの復興が、少しでも早く、町民

質問

職員の機動力が重要な中、職員との信頼関係を深めることも必要と思うが、考えはあるか。

町長答弁

同じ避難民でありながら、住民要望、今後の課題解決というハードルを超えるためには、強いモチベーションと普段以上

のエネルギーが必要であります。達成感や成功体験をお互いに分かち合うこと、その積み重ねが、職場での信頼関係が形成されていくものと考えております。

人と組織、人と人との信頼関係は非常に重要であると考えており、今後「話し合い、耳を傾け、承認し、任せる」ことをモットーに、対話を重視した役場組織の運営に当たっていききたいと考えております。

質 問

様々課題がある中、国・県とどのような態度で臨むか。双葉地方町村との連携をどのように図るか。

町長答弁

町村単独では、解決困難な課題がありますので、今後協議を継続して具現化を図るべき事項等について、地方自治法に基づきお互いの関与の基本原

則を踏まえて、県とともに国に要望をして参りたいと考えております。

双葉地方として、広域的な一体性のある復興、受け入れ自治体への支援の持続性の確保、その他多くの共通課題等について、お互い情報の共有を図るとともに協議の場の開催等、意思統一を図られるよう、積極的に働きかけて参ります。

質 問

町長選では5つの公約を掲げたが、最大の課題は。

町長答弁

生活再建へ向けての住宅や福祉などを含めた生活再建策であると考えております。

特に、損害賠償、特に財物賠償手続きの早期開始であります。今後、東京電力に対して、個別の事情に応じた十分かつ柔軟な賠償を

求めていくとともに、国に対しても十分な生活再建策をしつかりと講じるよう強く要請して参ります。

質 問

前町長の政策を引き継

行政機構改革

質 問

課設置の改正を含め、新たな課、係の設置の検討は。

町長答弁

原発事故によって避難をさせられている状況下にあつては、まさに、すぐには方向性や答えの見つからない仕事など、いわゆる難しい複雑な調整が必要な仕事が多くなつております。

このような状況の変化に応じて、役場自体も変わっていくかなければなりませんので、今回の役場仮庁舎の移転に伴って、現状に合った、課・係の統廃合を含めた組織の改編をしていきたいと考えております。

ぐころはあるのか。

町長答弁

行政の目的は、町民福祉の向上にありますので、継承すべきことを取捨選択のうえ対応して参ります。

質 問

支所の人員配置は。支所機能を強化するための方策は。

町長答弁

現在、町民の皆さんは、福島県内には54%、県外には46%の割合で避難生活を送られております。町民の皆さんからの要望等への対応、さらには復興・復旧に向けての業務が広範囲にわたつております。職員もスピード感を持って対応することを心がけておりますが、限られた職員数の現状では、全て難しい部分もございます。これまで災害業務と通常業務を現在の課の所属の中で行って参りましたが、これを改善し、

専門的に対応できるよう配置、組織にしたいと考えており、少ない人員で如何に効率的な支援ができるようにするか検討して参りたいと考えております。

質 問

係制とグループ制のメリット・デメリットは何か。

町長答弁

これまでは、係制で仕事を区分しておりました。この係制は、責任の所在が明確になったり、仕事の一貫性を保ちやすかったりといった良い面がありますが、一方では、係制は、組織が縦割りになつているため、係同士の連絡調整がうまく行かなかつたり、仕事のムラや繁閑の調整がうまく取れないなどの欠点もこれまでも見受けられました。

グループ制は、係制が取り除かれるため、各職員の事務配分が調整でき、効率よく柔軟に仕事ができます。さらに、係間の壁が取り払われるため、職員間での協業が進み、

複数の職員で仕事ができ、さらに業務の繁閑差が調整できるとともに、情報共有による職員の能力、当事者意識の向上が図られるのではないかと考えられます。

問題点としては、グループ長の職員が大量になり、以前の係長制と実態は変わらない。住民及び職員間でも仕事の担当がわかりづらい。実態は班になつたが、事務分担では、それぞれ個人の正・副担当が以前のようにあり、表面に出さなくなつただけである。少人数の課でも班という名称が変わつただけのところがある一方、大きな班にしたため、分班して増やすところもできてきている。といった先進事例自治体からの声もあります。

福島県庁においても、一時グループ制を採用しましたが、現在は、課・係制に戻しており、各課横断的な業務は、プロジェクト・チームによる対応をしており、併用のような形になつております。

町政を問う

町政を問う



菅野 博紀 議員

双葉町賠償

質問

本町では、東京電力に
対して賠償請求をしてい
るが、どのように考える
か。

町長答弁

町では、平成24年3月
8日に公共用財産に係る
損害賠償として192億
5,335万6,353
円を東京電力㈱に請求し
ていますが、未だその回
答をいただいております。

これまで東京電力㈱か
らは、受付できる準備が
できたものから順次受け
付けるということで説明

て参りたいと考えており
ます。

現在、賠償請求の対象
として東京電力㈱から提
示されている費目は、水
道・下水道事業の追加費
用、食品等の各種検査の
費用、被災者支援のため
に公共機関が負担した費
用等で、請求期間は、平
成24年3月分までとなっ
ております。

町は、先に請求を行っ
た公共財産のほかに役場
庁舎をはじめ、各種施設
の備品、東京電力から請
求対象となっている避難
にあたっての費用や税・
使用料等の減収分につい
て今後請求すべく取りま
とめを進めているところ
です。

今後とも長期に渡って
町内の財物を使用できな
い現状から公共財産及び
税・使用料の減収分、事
故の影響による歳出経費
の増加分に係る損害賠償
請求の継続は、必要では
ないかと考えております。

今後の状況により、基
準単価を含めた賠償額の
見直しをも考慮し対処し

復興会議

質問

7000人の復興会議
に予算を取り今年度進め
てきたが、新年度も取り
入れるつもりなのか。速
やかに復興計画を作るの
か。何か考えがあるのか。

町長答弁

「7000人の復興会
議」は、「平成24年度町
民参加の復興まちづくり
計画策定業務」として実
施したものです。

「7000人の復興会
議」では、6,500件
を超える、単なるアンケ
ー調査からは得られない
多様で示唆に富む数多く
のご意見・ご提案をいた

だくことができました。

業務の目的は達したこ
とから、この業務の契約
期限である3月29日をもつ
て「7000人の復興会
議」事業は終了すること
としております。

双葉町復興まちづくり
委員会において、5月頃
を目途に、復興まちづく
り計画案のとりまとめを
お願いしております。

委員会から計画案の報
告があったのち、町議会
や町民の皆さんのご意見
を伺った上で、早期に双
葉町復興まちづくり計画
を決定したいと考えてお
ります。

ていかなければなりません。

役場仮庁舎の移転後は、
そこを拠点として全国の
町民の皆様及び県内の皆
様の支援、サービスに徹
することになります。が、
それまでの間は福島支所
にも時間の許す限り訪問
し、県内の町民の皆様の
支援業務の執行に資して
参ります。

埼玉支所については、
加須市を中心として埼玉
県、関東地方に避難され
ている町民の皆様への支
援、サービス提供、相談
その他各種証明書等の窓
口として設置することと
しており、サービスの低
下を来さないよう、職員
を配置していく考えでお
ります。

役場機能移転

質問

町長は役場機能が移転
するまで埼玉支所にいる
のか。役場機能が移転し
てからの埼玉支所はどの
くらいの規模にするのか。

町長答弁

3月18日現在、福島県
内には3,727人、埼
玉県には1,073人、
そのうち加須市には旧騎
西高校避難所を含めて6
32人が避難をしており、
必要なサービスは維持し

**第2回
臨時会
5月9日**

このようなことが 決まりました

平成25年第2回議会臨時会は、5月9日、埼玉県加須市騎西総合支所議場で開かれました。

いわき事務所設置に伴う条例制定や改正、議員発議、専決処分などが審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】	
・9日	13人
合計	13人
↓	
・双葉町民	2人
・町外	2人
・報道関係	9人

(条例制定・改正)

- 双葉町いわき事務所設置条例の制定 …… 賛成 多数
- 双葉町福島支所設置条例の一部改正 …… 賛成 多数
- 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町課設置条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町振興計画審議会条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町都市計画審議会条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町公民館条例の一部改正 …… 賛成 全員
- 双葉町体育館条例の一部改正 …… 賛成 全員

原案可決

(専決処分)

- 平成24年度補正予算
 - ・ 一般会計
歳入歳出それぞれ1億6,145万6千円を追加し、総額57億2,569万7千円。
 - ・ 国民健康保険特別会計
歳入歳出それぞれ2,604万2千円を追加し、総額12億752万円。
 - ・ 介護保険特別会計
歳入歳出それぞれ33万7千円を減額し、総額9億4,931万7千円。
 - ・ 後期高齢者医療特別会計
歳入歳出それぞれ20万5千円を減額し、総額2,346万5千円。
- 双葉町税条例の一部改正
平成25年度地方税法の改正に伴うもの。

**原案承認
賛成全員**

(議員発議)

双葉町議会委員会
条例の一部改正
提出者／谷津田光治議員
賛成者／菅野 博紀議員
(内容) 双葉町課設置条例の一部改正に伴う改正。

**原案可決
賛成全員**



**第 2 回
定 例 会
6月26日~28日**

このようなことが 決まりました

平成25年第2回議会定例会は、双葉町いわき事務所大会議室において6月26日から28日までの3日間の日程で開かれました。

条例の改正、補正予算などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・26日	…14人
・27日	…19人
・28日	…10人
合 計	43人
↓	
・双葉町民	12人
・町 外	10人
・報道関係	21人

**原案可決
賛成全員**

(条例改正)

- 平成25年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正
- 双葉町税特別措置条例の一部改正
- 双葉町国民健康保険税条例の一部改正

(平成25年度補正予算)

●一般会計

歳入歳出それぞれ1億9,719万5千円を追加し、総額46億9,719万5千円

- 【歳出の主な内容】
- ・総務費 総務管理費4,177万4千円追加
双葉町復興事業計画策定事業、支所等管理運営費など
 - ・民生費 災害救助費1億3,245万1千円追加
双葉町内防犯・防災パトロール事業、双葉町復興支援員事業など
 - ・農林水産業費 農業費905万8千円追加
避難農業者一時就農等支援事業など

●公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ2億2,176万円を追加し、総額5億5,685万8千円

**原案可決
賛成全員**

(報告)

平成24年度双葉町一般会計
繰越明許費繰越し

双葉町役場仮庁舎整備事業4,749万
3千円を平成25年度へ繰越し



教育委員会委員の任命

半谷 淳氏
はんが い あつし



副町長の選任

半澤 浩司氏
はんざ わ ひろし

**原案同意
賛成全員**

(人事)



菅野 博紀
議員

町賠償請求

質問

双葉町として東京電力に出している賠償請求、行政として賠償額は本当にこれでいいのか。計算方式に間違いはないのか。

町長答弁

事故時の土地の評価額としては、当時の取引価格が妥当と判断し、実勢価格を割り出し、これを請求額としております。算出方法は、地価公示価格、基準地価格及び固定資産税評価額を基に行っております。

町政を問う

く算定されており、通常、実勢価格の90%から95%であり、固定資産税評価額は、公示価格の70%と決められております。

固定資産税評価額は、実勢価格の63%程度になります。

固定資産税評価額に0.63の逆数1.58を掛けることにより、実勢価格を算出しております。

双葉町の地価公示価格・基準地価格7か所の固定資産税評価額をそれぞれ割返した数値の単純平均を算出した「1.46」を補正係数として使用しております。

ります。

事故前評価額は、宅地については、固定資産税評価額に「1.46」の補正係数を乗じた金額を積み上げ、宅地以外の地目については、市場性が乏しいこともあり、双葉町公共用地取得価格を事故前評価額として請求をしております。

帰還困難区域の不動産の賠償については、5年以上の長期間に渡り使用できないことから全額賠償が妥当との認識が原子力損害賠償審査会で示されておりましたが、民法上は所有権が東京電力に移転することにも成り得るため、特別法などの手当がなされていない請求段階では、土地の減価率を90%として請求をしております。

宅地については、現在の個人の賠償基準とほぼ同じ考え方で請求しておりますが、今後の原子力損害賠償紛争審査会での動向を踏まえながら、追加請求も必要であると考えております。

建物の損害賠償額は、再建築ができる価格とし

ており、町では建物ごとに保険を掛けておりますが、この保険には、再建築価格が算出されております。

町が加入している財団法人全国自治協会の建物災害共済における共済基準額を事故前評価額として請求しております。

建物については、放射性物質に長期間に渡り曝

双葉町職員

質問

職員の仕事量考えた時、通常業務に加え、災害業務と住民票を移した方々に対しての業務、通常時から考えると3倍になっているように思えるが、このことに対する行政の対応は。

町長答弁

6月21日現在、町民の皆さんは、福島県内には55%、県外には45%の割合で、全国40都道府県で避難生活を送られております。

原発事故によって避難をさせられている状況下

され、いつまで継続するか不明なため、現実として建物の価値は喪失したものと捉え、減価率は100%として算定しております。さらに、個人賠償基準では、減価償却分を差し引いておりますが、町の賠償額は、減価償却をせず、建物の再建築価格として請求をしております。

にあつては、すぐには方向性、応えが出せない難しい複雑な調整が必要な業務が数多くなっております。さらに、今後は復興まちづくり計画に沿った実施計画を策定することにより、復旧・復興に向けての業務が広範囲に渡ってくることを考えられます。

加えて、賠償、除染、健康管理、復興公営住宅を核とした町外生活拠点の整備、学校再開、全国の町民の皆さんのコミュニケーションの維持等々、喫

緊の課題が数多くあり、スピード感を持って対処

していかねばなりません。財源確保と併せて、職員力が必要であります。同じ避難している状況の中で、住民要望、今後の課題解決というハードルを超えるためには、強いモチベーションとこれまで以上のエネルギーが必要であります。これが職員個々の「志」であつたり「使命感」であつたりしますが、この「達成感」が特に必要であると考えており、このような達成感や成功体験をお互に分ち合うこと、また、その積み重ねがあつて職場での活性化につながっていくものと考えております。

しかし、仕事量に対する職員個々の能力には、限界もありますので、マンパワーを確保していかねばなりません。今後の定期的、計画的な職員採用と併せて、引き続き全国の自治体からの支援職員等の要望もして参りたいと考えております。

また、今回、総務省に要望していた復興支援員事業が採択になります。

町政を問う

これは、被災者の見守りやケア、地域おこしの支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティの再構築を図ることを目的としており、全額震災復興特別交付税の対象になり、今議会の補正予算にも事業費を計上させて頂いております。



羽山 君子
議員

高齢者に対しての対応

質問

か。どのようになっているか。

町長答弁

我が国の高齢化率は、平成24年高齢社会白書によると、23・3パーセントとなっており、今後、人口構成における団塊の世代が、平成27年に高齢期を迎えることから、高

齢化はさらに進むものと見込まれ、あわせて、高齢者だけの世帯や一人暮らしの世帯も増えてくるものと予想されます。

本町における高齢化率は、平成24年9月末現在で27・3パーセントと全国より4ポイント高い値を示しており、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。

さらに、今回のいわき事務所の移転に合わせて組織を再編し、通常業務と災害業務との棲み分け、見直し等も実施したところであります。

「保健福祉計画」を策定したところであります。計画の推進については、高齢者等の生活支援、介護予防、健康教育などを実施するためのサポート拠点施設の整備、高齢者一人暮らし等の住まいに緊急通報システムを整備し見守りネットワークづくりに取り組んでおります。

このような現状と平成23年3月11日発生しました東日本大震災、原子力災害による影響で高齢者を取り巻く環境が大きく変化しており、このことを十分考慮のうえで、高齢者施策の基本的考え方、高齢者福祉や介護保険事業の目指すべき方向、推進する指針として平成24年度「双葉町第5期介護保険事業計画及び高齢者

介護保険サービス施設等の復旧に関しては、福島県、避難先自治体との調整を図りながら、社会福祉法人の事業再開のための支援に努めてまいります。さらに、双葉町復興まちづくり計画との整合を図りながら高齢者支援施策の一層の推進に取り組んでまいります。

一時立入による仮設トイレ

質問

双葉には1、2カ所しかない。もつと増やすべきではないか。

浜野地区にも必要ではないか。管理はどうなっている

町長答弁

現在、双葉町内の仮設トイレは、双葉駅隣接のステーションプラザ南側の駐車場及び、両竹公民

館隣接地内にそれぞれ設置されております。現在、これらのトイレの設置及び管理は東京電力株式会社が行っており、本町からの要請に配慮され、なお、引き続き設置されるよう要請を行う予定ですが、町によ

平成25年度町長施政方針と行政改革

質問

施政方針にもない行政改革を実行した経過を伺う。

町長答弁

原発事故によって避難させられている状況下にあって、すぐには方向性や答えの見つからない難

しい複雑な調整が必要となる業務が数多くあります。加えて、地方分権が進む中で、住民の期待・ニーズの複雑、高度化等により新しい専門的な知識が必要とされる仕事、複雑な調整が求められる仕事など、難しい仕事の割合

が続いております。浜野地区への設置についてありますが、仮設トイレの設置が可能かどうかも含め今後も利用状況や状況の変化を見ながら、増設の検討もさせて頂ければと思っております。



谷津田光治
議員

て、国庫補助事業等の活用も考慮して検討協議を

用も考慮して検討協議を

頂ければと思っております。

が急速に高まってきてお
ります。

災害後は、早期退職職
員等もあり、職員数が少
ない中、通常業務や災害
業務において住民ニーズ
に迅速に対応し、行政サ

ビスを提供していくため
には、業務の効率化、業
務配分の見直しなどによ
り、対応していく必要が
あります。

このような状況に応じ
て、役場自体も変わって

双葉町条例規則等

質 問

双葉町いわき事務所、
郡山支所、埼玉支所の設
置条例は地方自治法に違
反してないか。

町長答弁

地方公共団体において
は、地方公務員が事務・
事業を執行する事務所は、
1 つのみであり、町村の
場合は、「役場」がこれ

いかなければなりません
ので、今回のいわき事務
所の設置に伴って、現状
にあった課・係の統廃合
を含めた組織の改編を行
ったものであります。

今後、復旧・復興に向
けて様々な課題がありま
すので、業務を行って
いく過程において改善す
べき点が出てくれば、柔軟
に見直しをしていきたい
と考えております。

に当たります。

一方、本来の役場とは
別の場所に、出先となる
事務所を設置することが、
地方自治法第155条に
より認められており、こ
の場合、条例によること
とされております。

この規定に則り、先の
臨時議会で提案させて頂
き、議決を受けたものと
考えております。

名称、設置については、
具体的な統一基準はなく、
単に名称の差違に止まり、

避難地域の再編

質 問

避難指示解除準備区域
に指定された3大字区域
の今後の取り組みは。

町長答弁

双葉町の警戒区域は、
本年5月28日をもちまし
て、大字両竹、大字中野、
大字中浜の3大字が避難
指示解除準備区域に、そ
れ以外の地域が帰還困難
区域にそれぞれ再編され
たところです。

3 大字の住民の皆さん
への説明会でもご指摘を
いただいております。賠償
に係る諸問題については、
6月12日に原子力損
害賠償紛争審査会能見
(のうみ) 会長ほか審査
会委員が双葉町を視察し
た際に、直接、3 大字区
域の現状を確認していた
だきました。

視察においては、事故
後6年を経過した後の取
り扱いを含めて、3 大字

その事務の分掌の程度が
相違するものではないと
解されております。

地区の賠償について、他
の地域と差がつくことは
あつてはならないと申し
上げてきました。

引き続き、今後の賠償
の取り扱いについて、こ
の区域が他の地域と差が
つくことがないよう、国
及び東京電力に要求して
まいります。

この3 大字については、
今般の区域見直しにより、
避難指示解除準備区域と
されたことを受けて、津
波による甚大な被害を受

平成25年度予算

質 問

賠償請求できるものは
あるか。

町長答弁

現在、東京電力から示
されている地方公共団体
の賠償については、「原
子力損害の範囲の判定等

けたこの地域の復旧・復
興に向けた取り組みを進
めていく必要があると考
えております。

今後は、「双葉町復興
まちづくり計画」に基づ
き、地域住民の皆さんの
意見を聞きながら、津波
被災地域の復興事業計画
の策定を進め、その上で、
道路、海岸堤防などのイ
ンフラの復旧などに取り
組んでいきたいと考えて
おります。

津波による甚大な被害
を受けたこの地域の将来
の土地利用のあり方につ
いても、地域住民のなさ
んの意向を踏まえながら
検討を進めていく必要が
あると考えております。

に關する中間指針及び中
間指針第二次追補を踏ま
え、追加的費用(検査費
用・その他追加的費用)
として賠償金の支払い対
象となるのは、事故に関

する法令もしくは、政府
指針等、または取引先か
らの要請に基づき、自治

体が負担した費用のうち
必要かつ合理的な範囲の
もの」と定義づけをして
行われております。

被災者支援のため、自
治体が代わって負担した
費用のうち東電が負担す
べき費用、いわゆる事故
と相当因果関係が認めら
れる損害だけが対象とな
っており、支払対象期間は、
平成23年3月11日の事故
発生日から平成24年3月
31日までに生じた費用が
対象となっております。

現在の請求可能な具体
的賠償項目は、地方財政
法第6条に基づく公営企
業が実施する事業及び避
難対象区域からの移転に
係る追加的費用などであ
り、財物価値の喪失、減
少に対する賠償について
の考え方は、個人に対す
る賠償の状況を踏まえ別
途検討するに止まってお
ります。

従って、現在の段階で
は、当町に該当する賠償
項目がほとんどないよう
な状況であります。

今後、賠償項目と考え
られるものとしては、特
に本年度予算も含めた事
故以来、要した経費とし

町政を問う

町政を問う

では、町内各施設の動産、備品、自動車、避難したことによる増加経費等(旅費、時間外手当、特殊勤務手当、通信費、燃料費等)及び原発事故に伴い増加した費用(複数庁舎設置経費、選挙事務

費用、各種システム復旧及び構築費用、個人賠償支援経費、避難者援護費用等)、地方税、使用料・手数料等原発事故に伴う減収分、等々ありますので、請求の準備をしていきたいと考えております。

復興住宅

質問

埼玉県内に復興住宅を希望する町民が要望書を提出したと聞いたが、事実か。事実とすれば国に復興住宅建設を要望する考えはあるか。

町長答弁

本年5月21日に埼玉県加須市・旧騎西高校内で開催した町政懇談会において、「埼玉県に復興住宅の建設を求める会」から要望書が提出されたのは事実です。今般の原発事故による避難者のための復興公営

住宅は、福島県による整備が計画されておりますので、一義的には、福島県に対して整備を要請していきますが、町民の希望に沿った復興公営住宅の整備を求めるため、国に対しても制度改正や財源確保などを要望していく必要があると考えております。

町としては、「双葉町復興まちづくり計画」に基づき、前回、2月に公表した住民意向調査において、復興公営住宅の希望が特に多い、いわき市、郡山市、南相馬市と、ま

町民の意向調査

質問

避難所で聞き取り調査をしたと聞く。全町民に意向調査を早急に実施する考えはあるか。

町長答弁

避難所における聞き取り調査は、旧騎西高校の避難所にいらっしゃる方を対象として、今後の居住希望についてその意向を伺うため、本年5月13日から24日にかけて実施したものです。

この避難所の居住者を対象とした調査については、避難所の閉鎖に向けて、受け入れ先の確保などについて関係機関と調整を図っていくための基礎資料としており、今後

そのため、今後実施を予定している「住民意向調査」の結果を踏まえて、復興公営住宅の整備のあり方を改めて検討の上、必要な対応を国及び福島県に求めていきたいと考えております。

も、必要に応じて、引き続き実施していきたいと考えております。

町民全体を対象とした意向調査につきましては、昨年12月下旬から本年1月上旬に、復興庁及び福島県と共同して、「住民意向調査」を実施して

おります。

条例改正と連絡所の運営

質問

つくば連絡所の現状と今後の管理運営を伺う。

町長答弁

これまで緊急雇用創出基金事業により3人の臨時職員を雇用し、常時2人は、事務所に勤務する

ります。住民意向調査は、町外における生活の拠点のあり方など、今後の双葉町の復興を検討する上で必要となる、町民の皆さんの意向を把握することを目的として行ったものです。

町民の意向は、時間の経過によって変化することが見込まれることから、今年度も、「住民意向調査」を実施する必要があると考えております。

復興庁及び福島県と共同して、全世帯を対象とした「住民意向調査」を秋頃にも実施する方向で検討を進めているところです。

ことができよう配置して参りました。主な業務としては、団地内に避難されている町民の皆さんと役場との連絡調整及び情報の伝達、文書等の配布、団地内の環境整備、役場に対する要望、相談等の受付対応、各種証明

議会の定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開催されます。

傍聴もできますので、お気軽にお越しください。

開会日が決まると、日程や開催の場所など、ホームページでお知らせしますが、問い合わせ等ございましたら、議会事務局(双葉町いわき事務所)までご連絡ください。

☎0246-84-5200(代表)

書、住民票等の発行の取り次ぎなどを行ってきております。

今後もし引き続き、つくばに避難されている町民の皆さんのコミュニケーションの拠点となり、誰でも気軽に集えるような連絡所

となるよう運営に資して参りたいと考えておりますのでご理解願います。



白岩 寿夫 議員

双葉町避難所

質問

これからの避難所としての対応をどのように考えるか。

町長答弁

旧駒西高校避難所には、6月18日現在で111人の町民の皆さんが避難生活をしております。避難

町政を問う

ていくうえでは衛生面等において不安があることはご承知のとおりであります。

さらに避難所においては、高齢者の方が多いため、健康面のサポートが必要であります。このため町としては、主任保健師を配置すると共に、町社会福祉協議会とも連携を図りながら、避難所内の皆さんの巡回や、個別の健康相談、介護予防等を実施して参りました。

さらに、ふくしま心のケアセンターを配置し、埼玉県加須保健所、加須市などからの支援をいただきながら心のケアにも努めているところであります。

5月13日から24日にかけて避難所の皆さんを対象に面談によるアンケート調査を行ったところ、回答者の半数近くが埼玉県内に居住を希望されております。町としては、これまで埼玉県内の借上げ住宅(みなし仮設住宅)を希望する方への対応策について、福島県に要望を行ってまいりましたが、6月17日に福島県知事が

ら埼玉県知事に対して、災害救助法に基づく「応急仮設住宅の供与特例として受付再開について」の要請を行っていただいたところであります。

また、自立に向けたサポートといたしまして、避難所から退所する場合

双葉町弁護団

質問

未だ進まない町民の補償、賠償に対し、双葉町弁護団の状況は。

町長答弁

原子力損害賠償については、原発事故による避難生活に伴う精神的損害をはじめ、就労損害、営業損害、土地や建物、家財などの財物損害など、町民の皆さんが受けた損害について加害者である東京電力が賠償することとなっておりますが、実際の賠償額は実損害額と比べても程遠い内容となっております。そのため、双葉郡の他町村とも連携して、賠償

の受け入れ先となる福祉施設の相談案内、アパート等の入居手続きや入居後の生活支援まで、福島県及び埼玉県、関係機関の全面的な協力をいただきながら、取り組んでまいり考えてあります。

基準の改善を要求しているところですが、町民の皆さんが各々の被害の実情に応じた賠償手続きを支援するため、双葉町弁護団を組織しているところです。

本年6月25日現在で270世帯692人の方が、双葉町弁護団に請求手続きを委任されております。その結果、双葉町弁護団から原子力損害賠償紛争解決センターへ申し立てたケースの中には、精神的損害について、請求者が置かれた状況によって、中間指針に示されている一人当たり月額10万円から一定の上積みが認められたケースも出てきていると聞いております。

双葉町弁護団を通じた賠償請求については、手続きが遅れているという批判があることも承知をしております。

原子力損害賠償紛争解決センターへの申立件数の増加により、センターによる和解介入手続きが遅れていることが一因であることから、国に対して、センターの組織拡充などを図り、和解介入手続きを短縮するよう要請しているところです。

町民の皆さんから寄せられる双葉町弁護団に対する要望を弁護団の活動に反映させるため、定期的に、双葉町弁護団と意見交換を行い、委任者である町民の方と弁護士との間の連絡・コミュニケーションの改善、賠償金を早期に受け取れるよう一部和解の積極的な活用、消滅時効の取り扱いや賠償基準の見直しに向けて法曹界から国等への働きかけの強化などをお願いしてきているところです。

今後、財物賠償の本格化や、長期化する避難生活に伴う精神的損害の取り扱いなど、弁護士等専

町政を問う

門家の支援が必要になる場合も考えられますので、

双葉町弁護士との連携を強化してまいります。

双葉町町民の避難生活

質問

先の見えない避難生活の中で心身ともに疲れ亡くなられていく方がいる。一部住民同士のトラブルもあると聞き、行政としての対応が必要と思われるが、町長の考えは。

心のケアに細心の注意を払っているところです。

また、住民同士のトラブルに関してはいくつもの事象を確認しておりますが、問題の内容が町等に対するものであれば順次対応し、解決できるよう対策を講じておりますが、個人間の問題について町が直接介入することはできないことから、行政相談や各種相談員制度を利用するようお願いしているところです。

町長答弁

先の見えない生活の中で町民は心身ともに疲れしている状況にあります。

町としては、県内外に避難されている町民の皆さんがコミュニティ構築のため自主的に設立された自治会を側面から支援すると共に、仮設住宅では朝の声掛け運動、民生委員、町職員及び保健チーム、町社会福祉協議会及び絆事業支援員による個別訪問などを通して

財物賠償

質問

損害賠償未請求者への対応は。

町長答弁

本町の未請求状況は、東京電力によれば、5月末日現在で、仮払い請求者7,215人のうち本賠償請求者が6,709人で、未請求者は506人とのことです。

町は、これまで、広報紙等により、広く町民の皆さまに対し、損害賠償請求を行うよう周知を行ってきたところですが、今後も定期的に周知を図っていきたくと考えております。

本来、未請求者の問題については、事故の加害者である東京電力が、真摯に原子力損害賠償請求



岩本 久人
議員

に応じるべきものであり、東京電力が未請求者に対する周知活動を徹底し、請求を促していくのが当然です。

一方で、町としても、未請求者の実情を把握し必要な対応を検討していきたいと考えておりますが、東京電力は、個人情報保護法の観点から、請求者情報を町へ提供することは困難としています。

町は、福島県、双葉郡8町村と連携して、未請求者の情報が把握できるように、国・東京電力に要求しているところです。時効を理由として賠償が受けられないことはあつてはなりません。

東京電力に対する不信感が根強い中で、時効の適用について東京電力に

よる自主的な対応に任せることなく、明確に法的な担保を定めるよう、国に求めていきたいと考えております。

質問

今後どのような問題が生じると考えるか。その対策は。

町長答弁

5月7日に、国の原子力災害対策本部による警戒区域の見直しが決定されたことを受けて、宅地・建物の賠償手続きが始まっているところです。

第一の問題は、現在の国及び東京電力による財物賠償の基準は、町民の皆さんの生活再建には程遠いということです。

本年6月22日に福島市にて行われた、原子力損害賠償紛争審査会の場においても、強く主張してまいりました。

今後、審査会において賠償指針の見直しが行われるとのことですので、町民の皆さんの生活再建が可能な賠償となるよう、引き続き、国及び東京電力に対して要求してまい

ります。今後、財物賠償の手続き上の問題が生じてくることが懸念されます。

登記名義人と現在の所有者との相違の問題については、一定の緩和措置が行われたところですが、必要な手続きに相当な手間と時間を要することが懸念されます。

建物の評価については、現在の賠償基準では、現地評価を選択すると、定型評価による請求を選ぶことができませぬ。

現地評価を選択された方が不利とならないよう、東京電力に対しては、評価方法の選択に当たり、丁寧な説明を求めてまいります。

田畑、山林の賠償をはじめとする宅地以外の地目の賠償について、いまだに賠償基準が明らかとなっていないことも問題です。

田畑・山林の円滑な賠償が進められるよう、適正に評価される賠償基準と合理的な賠償手続きを定めるよう、国・東京電力に対して求めてまいります。

町政を問う

質問

不動産鑑定士等専門家を依頼し、相談窓口や巡回サービスなど救済対策を講じる考えは。

町長答弁

町民の皆さまの円滑な損害賠償を促進するため、双葉町弁護士団と協定を締結し、弁護士による説明会及び個別相談等を実施してきているところであります。

町外コミュニティのあり方・災害公営住宅整備

質問

「仮の町に住みたい」意向の6・7%をどのよう判断されるか。

町長答弁

昨年12月下旬から本年1月上旬にかけて、双葉町、復興庁、福島県が共同して実施しました「双葉町住民意向調査」の結果によれば、「仮の町」

福島県弁護士会による巡回法律相談や不動産鑑定士による巡回相談などの案内を町民の皆さまに周知してきているところであります。

専門家による様々な支援の場を、町民の皆さんに対して、しっかりと周知をしながら、活用を促していきたいと考えております。

に移り住みたいとする割合は6・7%ですが、一方で45・5%の方は現時点では判断できないが、「仮の町」の具体的な姿が示されれば、移り住むことを検討したいとしており、合わせると半数を超えている方が「仮の町」を選択する意向があるとしております。

「現時点では判断でき

ない」とする多数の町民の皆さんに対して判断材料を提示する上でも、「仮の町」、復興まちづくり計画では「双葉町外拠点」と定義されています

が、この具体的なイメージを町民の皆さんに示していく必要があると考えております。

質問

「仮の町」のあり方を提言する新たなまちづくり委員会発足の考えは。

町長答弁

双葉町復興まちづくり計画に記載された施策を具体化し、また計画のあり方についてご意見をいただくため、これまでの「双葉町復興まちづくり委員会」を廃止し、町民の代表者や有識者から構成される「双葉町復興推進委員会」を新たに設置することとしております。

「双葉町復興推進委員会」において、双葉町外拠点の整備やコミュニティ形成のあり方などについてもご意見を伺いたいと考えております。

質問

今後「仮の町」設置自治体との密接な連携強化のための取り組みは。

町長答弁

長期避難者等の生活拠点に係る諸課題について協議するため、国・県・受け入れ自治体・避難自治体から構成される協議会が設置されております。

6月9日には、復興大臣・福島県知事の臨席の下、第2回目の協議会が開催され、国から、受け入れ自治体に対する支援制度などが説明され、今後、受け入れ自治体ごとに個別に議論を進めていくこととされました。

その結果を受けて、6月23日には、いわき市に町外拠点を希望している、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町の4町と、いわき市、復興庁、福島県が一同に介した事務レベル協議の初回会合が開催され、いわき市における復興公営住宅の整備に向けた協議が始まったところであります。



◀◀いわき事務所で初めて開かれた議会の様子



議会のうごき

3月

- 15日 ・ 議会運営委員会 ・ 議会全員協議会
- 21日～28日
 - ・ 第1回定例会
- 25日 ・ 双葉地方議長会要望活動

4月

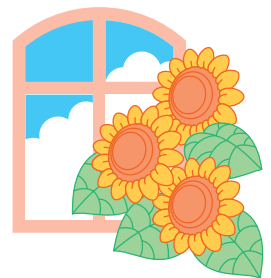
- 23日 ・ 議会全員協議会

5月

- 9日 ・ 議会運営委員会 ・ 第2回臨時会
- 14日 ・ 双葉地方議長会議
- 22日 ・ 福島県原子力発電所所在町協議会
総会
- 27日 ・ 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会
- 28日～29日
 - ・ 全国町村議会議長・副議長研修会
 - ・ 全国原子力発電所所在市町村協議会総会
- 31日 ・ 東電福島第一原発事故被災市町村
議会連絡協議会総会

6月

- 6日 ・ 福島県町村議会議長会定期総会
- 10日 ・ 議会全員協議会
- 17日 ・ 双葉町いわき事務所開所式
- 21日 ・ 議会運営委員会
・ 議会全員協議会



26日～28日

- ・ 第2回定例会
- 28日 ・ 議会報編集委員会

7月

- 8日 ・ 全国原子力発電所立地市町村議会
議長会役員会 ・ 総会
- 9日 ・ 議会報編集委員会
- 11日 ・ 産業厚生常任委員会
- 22日 ・ 大熊町議会議員との意見交換会

編集後記

3・11より3回目の夏がやってきますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。
役場もいわきに移転しましたが、色々な問題が山積されておりませう。

議員一同、皆様の思いをかなえるべく一生懸命頑張ります。
暑い夏が近づいてきております。
こまめな水分補給を忘れることなく、熱中症などにならぬようお互い頑張りましょう!!

(羽山)



【編集委員】

- 委員長 高萩 文孝
- 副委員長 羽山 君子
- 委員 菅野 博紀
- 委員 岩本 久人